



介護保険 だより

介護保険料の決定について

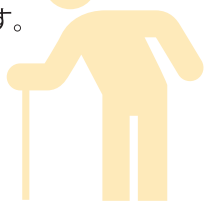
長寿介護課
介護保険係
☎42・1205

1

〔介護保険料について〕

第一号被保険者（65 歳以上の人）の介護保険料は、4月1日現在の世帯状況、および市民税の課税状況で決まります。

7月以前に送った平成 25 年度介護保険料は、平成 24 年度市民税の課税状況で仮決定していました。6月の平成 25 年度市民税の確定により、平成 25 年度介護保険料が正式決定になります。



2

〔介護保険料の納め方〕

介護保険料の納め方は、年金の額が年間18万円（月額1万5千円）以上の人には特別徴収（年金天引き）で、それ以外の人には普通徴収（納付書または口座振替による支払い）です。また、平成25年4月以降に65歳になった人や、転入者は年金の年額が18万円以上であっても納め方は普通徴収です。普通徴収では口座振替も利用できますので、各金融機関（漁協を除く）へ申し込みください。

介護保険料額や納付方法については、今月中に送付する「介護保険料納入通知書」で確認してください。なお、普通徴収の人の介護保険料は2カ月に1回、年6回偶数月末日が納期です。

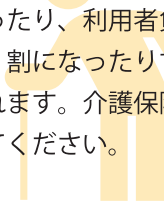
3

〔所得段階別介護保険料〕

介護保険料は、須崎市の介護サービスにかかる費用の総額のうち 65 歳以上の人負担分（21%）に応じて基準額が決まります。

この基準額から、所得段階別に介護保険料を決定します。

特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。介護保険料は必ず納めてください。



こうちあったかパーキング制度を実施しています

高知県では、障害や高齢のため移動に配慮が必要な人に対して、県内共通の利用証を交付しています。利用証があれば、表示（右図）のあるスペースに駐車できます。

交付対象者

- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高齢者、難病などにより移動に配慮が必要な人
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に移動に配慮が必要な人

申請方法

手帳など確認できる書類を持参し、窓口にご利用証交付申請書を提出してください。

申請窓口

- ・須崎福祉保健所（東古市町 6 - 26 須崎第二総合庁舎内）
☎42・1875
審査に通れば 10 分程度で交付。
- ・福祉事務所 障害福祉係 ☎42・3691
申請のみでき、2 週間ほどで発送により交付。

こうちあったかパーキング駐車場

Parking Permit



この駐車場は、こうちあったかパーキング利用証 または他県のパーキングパーミット制度利用証をお持ちの方が利用できます。



高知県